



## ◆ 所長よりごあいさつ

6月に入り、夏の暑さを少し感じる季節となりました。長期予報によると今年の夏は一昨年程の猛暑にはならないものの、昨年よりは暑い夏になるそうです。今年は弊社でもクールビズ等の工夫で冷房は控えるようにと考えております。さて、最近の国会では消費税増税の議論が絶え間ないようですが、ユーロ危機や円高の影響等でマクロで見ると大阪の景気も今一つの様です。

一方、弊社が提携していますオペレーティング・リース(節税商品)を扱う金融機関では、高額投資商品が人気で品薄と聞きます。つまり、不況の中でも最高益をあげている企業も数多くあるということだと思えます。不況だとあきらめずにビジネスチャンスを見つけ出し、がんばろうではありませんか!!! (竹内)

## ◆ 市民税(住民税)について

金環日食は各地でイベントもありましたが、金星・月・木星が縦一列に並んだ天体ショーはご覧になられましたか？

個人市・府民税の扶養控除が変わりました。市民税の決定通知書が届き、昨年より高くなっている...と思われた方は、扶養控除の廃止・縮小の影響があったと思われる。もちろん所得が増えた方も税額が増えますが...

①15歳以下の年少扶養親族の扶養控除(33万円)廃止されました。

16歳以上は扶養控除の対象となります。

②特定扶養親族のうち16歳～18歳までの上乗せ部分(12万円)廃止で、一般扶養控除のみ(33万円)となりました。19歳～22歳は今までどおり特定扶養控除の対象となります。

個人市・府民税の「普通徴収」と「特別徴収」のおさらいです。

「普通徴収」は納付書が個人の自宅へ送られてきて6月、8月、10月、翌年1月に納付します。「特別徴収」は勤務先に納付書が送られてきて、給料から税金を天引きして勤務先がまとめて納付します。6月から翌年5月までの12ヶ月分割で納付しますが、端数は6月で処理しますので6月だけ金額が違うことがあります。7月以降が一定金額となりますので、毎年この時期の給料計算には注意が必要です。「普通徴収」と「特別徴収」の違いは、年末調整後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出するときに選択しますが、場合によっては変更することもできます。

(斉藤)

## ◆ 社会保険の手続き

6月から7月にかけては、労働保険の年度更新(6月1日～7月10日)と社会保険の算定基礎届(7月1日～7月10日)の2つの手続きがあります。

今年の労働保険の年度更新では、労災保険料率、雇用保険料率のいずれもが変更になりましたので、23年の確定保険料の計算での掛け率と、24年の確定保険料の計算での掛け率が異なります(労災は同じ率のケースもあり)。掛け率が印字された用紙は問題ないかと思いますが、ご自身で率を記入する方は注意してください。

次に社会保険の算定基礎届ですが、よくある間違いが4月の給与改定で標準報酬月額が2ランク以上変更になったケースです。この場合は随時改定をしないとイケないのですが、定時決定の届出ししかできていないのを見かけることがあります。2010年1月に社会保険事務所から年金事務所に名前が変わってから、この点のチェックも厳しくなっており、遡及請求されることがありますので注意してください。(衣川)

## ◆ 経営力アップ

＜経営分析指標について②＞

会社の経営状態を分析するための指標としまして、前回は収益性分析指標をご紹介しましたが、今回は安全性分析指標の一部をご紹介したいと思います。

安全性分析指標は、必要とする資本とその充足の度合いを分析するもので、資本構成の適否、支払能力の有無、資本構成の安定度をみるものです。

【流動比率】流動資産÷流動負債×100

→会社の短期的な支払能力をみる指標

※流動比率が高いほど、短期的な支払能力が支払義務をまかなっており、短期的な資金繰りに余裕があることとなります。(一般的には200%以上が理想とされます)

【固定比率】固定資産÷自己資本×100

→固定資産が自己資本でどの程度まかなわれているのかをみる指標

【自己資本比率】自己資本÷総資本×100

→財務の健全性をみる指標

※総資本に占める自己資本の割合が多いほど、その会社は返済不要の資本を元手に事業を行っていることになるため、借入金の返済負担がない分だけ経営は安定することになります。

詳しくは弊社各担当者までご確認下さい。(浅井)



### ◆所長よりごあいさつ

今年3月に延長された金融円滑化法について、金融機関関係者等から聞くと来年の3月で廃止になる可能性が高いとそうです。(最終的には政治判断に左右されますが)もし、廃止になれば現在リスケジュールを実施している企業はどうなるのかが大変心配されます。現在制度をご利用中の企業様は情報の収集と対策をお願いします。

速報です。節税効果の大きかった法人契約のがん保険ですが、2012年4月27日に国税庁から法人がん保険の取り扱いに関する税制改正が発表されました。これまでは全額損金計上できておりましたが(既存の契約については従来通り)、4/27以降の契約については1/2の損金計上となります。ご注意ください。



### ◆相続税の対策

相続税の相談を受ける際、よく『名義預金』について聞かれます。実際の税務調査でも争点になりやすいところですのでご説明させていただきます。

『名義預金』とは、名義上の預金者と実際の預金者が異なる預金のことをいいます。この場合の名義上の預金者とは、妻や子などをいい、実際の預金者とは、被相続人をいいます。相続税対策のために、預金の名義を変えていれば大丈夫と思われるかもしれませんが、しかし実際には、課税庁は相続人や被相続人の所得・財産の状況も踏まえて名義預金の存否や金額について調べていると思われる。被相続人の預金残高が、毎年の確定申告と比べてあまりにも少ない等、単純に名義を変えているだけでは説明ができず、名義預金と認定される可能性があります。名義預金と認定されれば、結果的に被相続人の財産として相続税の対象となってしまいます。ではどうすればいいのでしょうか？それは、贈与をしたという事実を明確にしておくことです。贈与を成立させるため、具体的には下記のような意思表示を明確にすればいいと思います。

#### 【例】

- ・贈与契約書を作成する。(双方の署名・捺印をする)
  - ・お互いの通帳間で贈与する。(客観的に分かるようにする)
  - ・贈与税の申告をする。
  - ・受取った方は自分で通帳を管理する。(自由に入出金ができるようにする)など
- 税制改正により相続税に対する注目が高まっています。ご不明な点がございましたら弊社担当までお声かけ下さい。(山崎)

### ◆経営力アップ

最近読んだ雑誌で『プロスペクト理論』という言葉を知ったのですがご存知でしょうか？行動経済学においては代表的な考え方だそうで、投資においてはこの理論がよく引用されるようですが、経営においても引用できるかと思えます。この理論によると、人は損失が大きくなると損失が小さい時のリスクと比べて、より大きなリスクを取ろうと行動するようです。以下、簡単な一例です。(ウィキペディアより)

質問① 次の二つのうち、どちらを選びますか？

A: 100万円、無条件で手に入る

B: コインを投げて表が出たら200万円手に入る。裏が出たら何も手に入らない。

質問② 次の二つのうち、どちらを選びますか？

A: 200万円の借金があります。無条件で借金が100万円減額されます。

B: コインを投げて表が出たら借金は0円になります。裏が出たら200万円のままです。

質問①でAを選択した大半の人が、質問②ではBを選択することが実証されているようです。目の前に利益がある場合は「利益が手に入らないというリスク回避を優先し」、一方で目の前に損失がある場合は「損失そのものを回避することを優先する」というものです。何事においても、状況が悪いと判断した場合、まずは原点に立ち返って自社を見つめなおすという行動が取れるかどうか、これがポイントのように思います。(北川)

### ◆眠気覚ましの手のつぼ

「春眠暁を覚えず」という言葉がありますが、気候が暖かくなると日中やたら眠い...誰しも経験がありますよね？規則正しい生活と十分な睡眠時間をとるのが一番なのは分かっている、なかなか難しいという方が多いのではないのでしょうか。そんな方にお手軽な手のつぼの眠気対策を。仕事中でもこっそりできますので、ぜひお試しください！

【中衝(ちゅうしょう)】 = 眠気覚ましの特効ツボ！

手の中指の爪の、人差し指側の生え際から2mm程下にあります。反対の手の親指と人差し指で挟み込み、強く揉んで刺激します。イライラを沈める効果もあるそうです。

【労宮(ろうきゅう)】

手のひらのほぼ中央、手を握ったときに中指の先が当たるところにあります。ボールペン等で、強めに押しましょう。上半身の血行を良くし、肩こりにも効果があります。

【合谷(ごうこく)】

眠気を抑え、全身の血行を良くするツボです。場所は、手の甲の親指と人差し指の骨が出会うところから少し指先側です。押し方は、反対の手で手の甲をつかむようにし、親指をツボに爪を立てるように当てます。徐々に人差し指側の方へ押すように力を入れます。頭痛にも効くそうです。(久保)





## ◆ 所長よりごあいさつ

今年も早くも4月に入り、桜の季節となりました。会社のすぐ近くのうつぼ公園では桜がほぼ満開です。(ちなみに弊社では社員全員でお昼にお弁当でお花見をする予定です。とび入り参加大歓迎です！)

さて、税務面では、確定申告が終わり、税務調査の時期(4月～6月、9月～11月がピーク)がスタートします。3年ごとに定期的に調査を受けている企業様や5年以上調査を受けていない企業様は十分な準備をお願いいたします。“備えあれば憂いなし。”です。不安な社長様は担当者訪問時にお問合せ下さい。



## ◆ 税制改正

ようやく春が来ました。大阪の桜の開花は平年より5日、昨年より2日遅かったそうです。

## 【法人税法及び租税特別措置法の改正】

平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が変わります。

普通法人 基本税率 現行の30%→25.5%

中小法人 基本税率 現行の30%→25.5%

年800万円以下は現行の22%→19%

(中小企業の軽減税率は18%→15% H27.3/31までに開始する事業年度まで)

## 【震災復興財源確保法の創設】

基本法人税額に10%の復興特別法人税が課されます。(3事業年度)

普通法人 基本税率 25.5%×10%=2.55%

中小法人 基本税率 25.5%×10%=2.55%

年800万円以下は19%×10%=1.9%

(中小企業の軽減税率は15%×10%=1.5%)

よって法人税率は、普通法人.25.5%+2.55%=28.05%

中小法人19%+1.9%=20.9%

(中小企業の軽減税率は15%+1.5%=16.5%)となります。

所得税は平成25年から平成49年の25年間、基準所得税額の2.1%が上乗せ  
個人住民税は平成26年から平成35年の10年間、道府県民税と市町村民税の均等割が500円づつ、合計1,000円の上乗せとなります。

これらの財源が役立てられ、一日も早い復興を祈るばかりです。(斉藤)

## ◆ 経営力アップ

## ＜経営分析指標について＞

会社の経営状態を分析するに当たり、いろんな指標を用いることがあります。今回は収益性分析指標の一部をご紹介します。

【売上高総利益率】 売上総利益÷売上高×100

⇒企業が製造や販売等でどれだけ利益を上げたかをみる指標(いわゆる粗利益率)

※目安は業種により異なりますが20～30%が一般的とされています。(飲食業除く)

【売上高経常利益率】 経常利益÷売上高×100

⇒企業がどれだけ効率的に利益を上げたかをみる指標

※一般的に損益計算書で収益性をみるときに最も重視すべき指標とされています。

収益力について同業他社と比較する場合や、過去からの収益力の変化をみるときに利用されます。

【資本回転率】 売上高÷資本

【資本回転期間(日数)】 資本÷売上高×365

⇒投下した資本が効率よく機能しているかをみる指標

※一般的に回転率は高いほど、回転期間は短いほど良いとされます。

詳しくは弊社各担当者までご確認下さい。(浅井)

## ◆ 雇用保険

4月から雇用保険料率が一般の事業で、13.5/1000(会社8.5/1000、労働者5/1000)に変更されました。22年の4月に引き上げられ以来2年ぶりの変更ですが、会社負担、労働者負担共に1000分の1の引き下げになります。これにより4月の給与計算から率の変更になりますので、注意をしてください。

また同じく4月1日付けで労働保険料率が3年ぶりに改定されました。平均で1000分の0.6の引き下げですが、中には変更の無い業種もあります。こちらは4月の給与計算には関係ませんが、7月の労働保険の年度更新の計算の際に注意が必要です。

今回の保険料の引き下げは、事業仕分け等でムダを省いた成果が出てきているのかなと思います。雇用助成金も絞り込まれ、申請の窓口がハローワークから労働局に変更になったりと、審査も厳格化されている印象です。

(衣川)



## 竹内総合会計事務所 通信

みなさまの経営の  
お役に立つ情報を  
発信します！



## ◆ 所長よりごあいさつ

3月に入り、寒さも和らぎ、薄手のコートで外出できるくらい暖かくなりました。さて、3/15の確定申告まで10日を切りました。申告の漏れ等がないか再度確認下さい。また、確定申告で納付が必要な方は、3/15(木)(振替納税の場合は4/20(金))までに必要資金をご準備下さい。

今年の確定申告では前年より売上、所得の減少が多く見かけられます。今年の日本経済の雲行きがとっても気になります。

## ◆ 税制改正



## ● 社会保障と税の一体改革素案

平成24年1月6日に政府・与党社会保障改革本部で決定された「社会保障・税一体改革素案」から、主な改正項目と適用時期についてご案内いたします。

## 【消費税】…税率の引上げ

平成26年4月1日以後の取引 ⇒ 8%(消費税及び地方消費税合計)

平成27年10月1日以後の取引 ⇒ 10%(消費税及び地方消費税合計)

## 【所得税】…税率構造の変更と引上げ

平成27年分の所得税から ⇒ 課税所得5,000万円超について45%の税率が設けられる(現行は1800万円超について40%が最高税率)

## 【資産課税】…全て平成27年1月1日以後の相続又は贈与について適用

## ① 相続税の基礎控除

(現行) 5,000万円 + 1000万円 × 法定相続人数

(改正案) 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

## ② 相続税の死亡保険金に係る非課税限度

(現行) 500万円 × 法定相続人数

(改正案) 500万円 × 法定相続人数(未成年者・障害者・生計一の者に限る)

## ③ 贈与税の税率構造の見直し

(改正案)

① 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の税率構造を追加

② 全体的に贈与税率を引下げ

今後の改正動向に注意しながら対策を考える必要があります。詳しい内容については弊社担当までご連絡下さい。(山崎)

## ◆ 制度

## ＜小規模企業者等設備貸与(割賦・リース)制度に関して＞

既にご存知の方も多いかと思いますが、今回はこの制度の概要について簡単にご説明致します。

これは(財)大阪産業振興機構(大阪府)が管轄している制度です。大阪府内の小規模企業者等の経営基盤の強化を図るために、府内の小規模企業者等が希望する機械設備等を、(財)大阪産業振興機構がメーカー・商社から一旦購入し、これを長期かつ低利で割賦販売又はリースするという制度です。利用限度額は創業後1年未満の場合は、50万円～3000万円。創業後1年以上の場合は、100万円～6000万円。償還期間は3年～7年以内。割賦の場合は、割賦損料(=金利相当分)は年利1.7%です(平成24年3月5日時点)。機械設備等の導入の際に真っ先に頭にうかぶのは、購入かリースか。次に仮に購入を選択された場合、購入資金は自己資金か金融機関からの借入か、ではないでしょうか？もちろんこの制度を活用する場合は審査等もごさいますが、選択肢の一つとしては検討できるかと思います。

詳しくは、下記のアドレスでご確認下さい。

<http://www.pref.osaka.jp/kinyushien/syoukibo/index.html>

※大阪府のHP内にあります(北川)

## ◆ 社会保険



## ＜今年も健康保険料の料率が上がります＞

協会けんぽの健康保険料の料率が3月から変わりました。2月までの大阪府の保険料率は9.56%(兵庫9.50%)でしたが、これが10.06%(兵庫10.00%)になりました。これでおとしに8.22%から大幅に上がったのをきっかけに、3年連続での引き上げになります。超高齢化社会に伴い健康保険はどれも厳しい財政状況になっており保険料を上げざるを得ないのは分かりますが、消費税の増税が進まない中で上げやすいほうから上げているのではと勘繰ってしまいます。

現在健康保険法(160条)では、協会が干渉する保険料率の上限が前回の改正?で10%から12%までと拡大されており、近い将来12%近くまでは上げられる可能性があると考えざるを得ないでしょう。また、介護保険料も1.51%から1.55%とこちらもわずかなではありますが増えました。

3月分=4月末日に支払う保険料が変わるのに伴い、当月徴収の場合は3月給与から、翌月徴収の場合は4月給与から徴収額が変わりますので注意してください。(衣川)



みなさまの経営の  
お役に立つ情報を  
発信します！



### ◆所長よりごあいさつ

毎日寒い冬が続きますね。いよいよ2/16から確定申告の受付がスタートします。個人事業主の方、平成23年度中に不動産や株式を譲渡した方、住宅を取得した方、贈与を受けた方、医療費の支払い金額が大きかった方等は確定申告をして下さい。今年の注意点は、災害関連支出、扶養控除の取り扱いです。

なお、確定申告についてのご質問は弊社税務部へご質問下さい。寒さは2月が本番です。お体には十分ご留意の上この時期を乗り越えましょう。

### ◆税制改正

<平成23年分所得税の主な改正について>

扶養控除の16歳未満の廃止や特定扶養親族の年齢短縮につきましては、年末調整でお話させていただきましたが、その他の主な改正です。

確定申告の提出期間は2月16日から3月15日までですが、申告義務のある方の還付申告の提出期間が1月1日から3月15日となりました。

公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、その年金以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告の提出を要しないことになりました。(住民税の申告は必要です)

H23年6月30日以後に住宅の新築、購入、増改築の契約をし、その取得に関し補助金等の交付を受けた場合は、取得費又は費用の額から補助金等の額を控除することとなりました。

一定の認定NPO法人又は公益社団法人等への寄付は寄付金控除(所得控除)と寄付金特別控除(税額控除)の選択適用ができることとなりました。

東日本大震災義援金等については(震災関連以外の寄付金+震災関連寄付金)−2千円＝寄付金控除額(所得の80%相当額が限度)となり、一定のNPO法人又は社会福祉法人中央共同募金会へ支出した震災支援活動への寄付金は、特定震災指定寄付金特別控除(所得税の25%相当額が限度)が選択適用できることとなりました。

上場株式等の譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の適用期限が平成25年12月31日まで延長されました。

確定申告をされる方は、必要な書類を早めにこちらへお届けください。(斉藤)



### ◆会計処理

<会議費と交際費について>

取引先や社内の会議に関連して、購入した茶菓子・弁当代や飲食代については、会議費となります。会議費に該当するものであれば、その額が1人当たり5,000円超であっても、交際費としては取り扱われません。

ただし、会議や打合せの為に支出した費用であっても、昼食の程度を超えるような豪華な食事は会議費としては認められず、交際費となります。

なお、自社の役員や従業員の接待等のために支出する飲食費については、金額にかかわらず、交際費となります。

取引先等社外の方との接待の為に支出した飲食代のうち、1人当たり5,000円以下の飲食費については、特例の交際費となり、損金(経費)として認められています。この場合には、領収書又はレシート毎に1人当たり5,000円以下かどうか判定されますので、誰と何人で行ったかなどを領収書やレシートの裏に記入するなど、明細をわかるようにしておかなければなりません。

5,000円が税込みか税抜きかについては、会社の経理処理によって違い、会社が税抜き処理をされていれば税抜きで5,000円、税込み処理であれば税込みで5,000円となります。(太田)

### ◆人事労務対策

<あなたの会社は月給ですか？>

月給には「完全月給制」と「日給月給制」があるのをご存知でしょうか？

日本の場合は殆どの会社が「日給月給制」といわれています。日給月給の場合は、いわゆるノーワークノーペイの原則を月給に反映させることができます。例えば、有給休暇を使用せずに休んだ場合は、欠勤扱いになります。その場合、月給からこの欠勤日の給与を天引きすればいいこととなります。

一方「完全月給制」の場合は、同じように欠勤をしても、月給から天引きすることができないのです。極端な例だと、1日も出勤しない月があっても月給はそのまま払うことになるのです。もちろん、ボーナス等でその分を査定して、マイナス支給することは可能ですので、そこで調整をすることになります。

経営者一従業員間での思い違いがないように、就業規則等で取り決めをきちんとしておくことをおすすめします。(衣川)



## 竹内総合会計事務所 通信

みなさまの経営の  
お役に立つ情報を  
発信します！



## ◆ 所長よりごあいさつ

明けましておめでとうございます。所長の竹内です。年末年始の休みもあっという間に過ぎ、平成24年の幕が切って落とされました。今年は辰年ということもあり、皆様にとって飛躍の年となれるよう心より願っております。

さて、今年は、皆様に対し、“基本に忠実に、ただ革新的な方法で”（会計・税務・経営サポートを通じて皆様の企業経営がより良いものとなりますように、情報の提供と知恵の共有を通じて皆様のお役に立つこと）をモットーに社員一丸となり全力でサポートいたします。本年も宜しく願いいたします。



## ◆ 税制改正

昨年12月12日に平成24年度税制改正大綱が公表されました。主な改正点は【法人税】

- ・交際費等の損金不算入制度  
⇒引続き定額控除額(600万円)まで90%が損金算入となり、2年延長[減税]
- ・少額減価償却資産の特例(30万円未満の一括損金処理)⇒2年延長[減税]

## 【所得税】

- ・給与所得控除 ⇒H25年分の所得税から、給与収入が1,500万円超の場合の給与所得控除が一律245万円とする。[増税]
- ・退職所得課税⇒H25年分所得税から、勤続年数5年以下の役員の退職所得の2分の1課税を廃止[増税]

## 【資産税関係】

- ・住宅資金贈与の非課税⇒H23年中までの特例とされていた贈与税の非課税が3年間延長[減税]

住宅の種類・贈与年により非課税金額は下記の通り

(省エネ・耐震性の高い住宅)H24:1,500万円、H25:1,200万円、H26:1,000万円  
(上記以外の住宅)H24:1,000万円、H25:700万円、H26:500万円

H23・H24年度税制改正により法人税が減税・所得税が増税という流れになってきています。相続税については増税案が話題となりましたが今回も見送りとなり、現在協議されている『社会保障と税の一体改革』にて検討されているようです。上記は改正の一部分ですので詳細については弊社担当までお願いいたします。(山崎)

## ◆ 経営力アップ

## ＜中小企業金融円滑化法について＞

既に多くの方がご存知かと思いますが、昨年末に2012年3月に期限が到来する中小企業金融円滑化法がさらに1年延長されることが正式に表明され、2013年3月が期限ということになりました。現金融担当相は、これ以上は延長はしないということを強調しているようです。実際のところは2013年になってみないと分かりませんが、中小企業経営者の方は今回の延長が最後であると肝に銘じておくべきでしょう。金融庁のHPでも確認できますが、この円滑化法における具体的な取り組みとして、「金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮」ということを金融庁はあげています。これは金融機関に対して金融庁からこのように動きなさい、という「指令」です。ある金融マンの話では、銀行自体日々の業務があり、コンサルティングのプロではないため、これを遂行するのは現実的に難しい、というものです。しかし、融資先からの具体的な要望があった場合は動きます、ということです。国のお墨付きがある今、融資以外で金融機関を経営に活かせる方策をもっと検討してみるべきではないでしょうか。(北川)

## ◆ 人事労務対策

## ＜タイムカードの役割＞

社員の時間管理をタイムカードで行う会社は多いようですがこれは義務でしょうか？管理者が何らかの方法で労働時間数を適正に把握していれば、タイムカードはなくてもいいものです。

ではタイムカードを使った場合は、その打刻された時間通りに労働時間の計算をしなければならないのでしょうか？タイムカードは出退勤管理を機械的に行うもので、始業時間直前に打刻されているときは、始業時間から就労したことが推定され、所定の終業時間よりも相当遅く打刻されていたような場合には、打刻時間近くまで残業していたのではないかと推定されます。ただ推定であり、使用者が仕事以外で残っていて打刻時間が遅くなったことを立証すれば、労働時間にカウントされないことになります。また、使用者の指示によったものでなく、終業時刻と打刻の時刻が僅少な場合は企業社会通念上定時刻に終業したものと取り扱っても違法ではなく、通常月給制の社員の場合には、30分程度は退勤猶予時間とされています。もちろん毎日30分サービス残業させてもいいというわけではありません。

(衣川)安西愈:新しい労使関係のための労働時間・休日・休暇の法律実務参照

